

共 済 規 程

(農 業 協 同 組 合)

裏 白

農業協同組合共済規程

共 済 規 程 変 更 一 覧 表

変 更 年 月 日	変 更 箇 所
昭和 29 年 11 月 1 日	共済規程設定
昭和 32 年 10 月 15 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 建物更生、第 4 章 火災、第 5 章 農家建物
昭和 34 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 6 章 財務（新設）
昭和 35 年 4 月 1 日	第 3 章 建物更生
昭和 36 年 10 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 建物更生、第 6 章 こども（新設）、第 7 章 財務（第 6 章繰下げ）
昭和 37 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命
昭和 39 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 3 章 建物更生、第 6 章 こども
昭和 40 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 建物更生、第 7 章 財務
昭和 42 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 建物更生
昭和 43 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 4 章 火災、第 7 章 自動車（新設）、第 8 章 財務（第 7 章繰下げ）
昭和 43 年 6 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 6 章 こども
昭和 44 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 農家建物（廃止）、第 5 章 こども（第 6 章繰上げ）、第 6 章 自動車（第 7 章繰上げ）、第 7 章 傷害（新設）
昭和 45 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 4 章 火災、第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害
昭和 45 年 10 月 1 日	附属書 自動車損害賠償責任共済規程
昭和 46 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 火災（第 4 章繰上げ）、第 4 章 建物更生（第 3 章繰下げ）、第 5 章 こども、第 8 章 財務 共済規程細則設定
昭和 47 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 7 章 傷害
昭和 47 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 4 章 建物更生、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、「後遺障害等級表（適用上の注意事項）」
昭和 47 年 11 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 6 章 自動車、第 8 章 財務
昭和 49 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 3 章 火災、第 4 章 建物更生、第 7 章 傷害
昭和 49 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 8 章 長期定期生命（新設）、第 9 章 財務（第 8 章繰下げ）、別表 1 「後遺障害等級表（適用上の注意事項）」
昭和 49 年 10 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 6 章 自動車

昭和 51 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 4 章 建物更生、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、第 8 章 長期定期生命、別表 2 「対象となる手術」
昭和 52 年 4 月 1 日 (全頁差替)	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 7 章 傷害、第 8 章 長期定期生命、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」、別表 2 「対象となる手術 (適用上の注意事項 (新設))」
昭和 53 年 6 月 1 日	第 1 章 総則、第 5 章 こども、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」
昭和 54 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 火災、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、第 8 章 長期定期生命、第 9 章 財務、別定事項 (新設) 共済規程細則廃止
昭和 55 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 火災、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、第 8 章 長期定期生命、第 9 章 財務、別定事項
昭和 56 年 4 月 1 日	第 6 章 自動車
昭和 56 年 6 月 1 日	第 1 章 総則、第 9 章 年金 (新設)、第 10 章 財務 (第 9 章繰下げ)、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」
昭和 57 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 8 章 長期定期生命、第 9 章 年金、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」、別定事項
昭和 58 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 8 章 長期定期生命、第 9 章 年金、第 10 章 終身 (新説)、第 11 章 財務 (第 10 章繰下げ)、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」、別表 2 「対象となる手術」、別定事項
昭和 59 年 4 月 1 日	第 3 章 火災、第 6 章 自動車、別定事項
昭和 60 年 1 月 1 日	第 1 章 総則、第 9 章 年金、別定事項
昭和 60 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 7 章 傷害、第 10 章 終身、別定事項
昭和 60 年 10 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 6 章 自動車
昭和 61 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 8 章 長期定期生命、第 10 章 終身、別定事項
昭和 62 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 5 章 こども、第 8 章 長期定期生命、第 10 章 終身、別表 2 「対象となる手術 (適用上の注意事項)」、別表 3 「不担保部位 (新設)」、別定事項
昭和 63 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、第 10 章 終身、別定事項
平成元年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 8 章 長期定期生命、第 9 章 財産形成貯蓄 (新設)、第 10 章 団体定期生命 (新設)、第 11 章 農機具損害 (新設)、第 12 章 農機具更新 (新設)、第 13 章 年金 (第 9 章繰下げ)、第 14 章 終身 (第 10 章繰下げ)、第 15 章 定額定期生命 (新設)、第 16 章 賠償責任 (新設)、第 17 章 財務 (第 11 章繰下げ)、別表 1 「後遺障害等級表 (適用上の注意事項)」、別定事項

平成 2 年 4 月 1 日	第 1 章 総則、第 2 章 養老生命、第 3 章 火災、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 8 章 長期定期生命、第 13 章 年金、第 14 章 終身、第 17 章 財務、別表 1 「後遺障害等級表（適用上の注意事項）」、別表 2 「対象となる手術」、別定事項
平成 2 年 8 月 1 日	第 13 章 年金
平成 3 年 4 月 1 日	第 2 章 養老生命、第 4 章 建物更生、第 5 章 こども、第 14 章 終身、別定事項
平成 3 年 11 月 1 日	第 6 章 自動車、別定事項
平成 4 年 4 月 1 日	第 5 章 こども、第 6 章 自動車、第 7 章 傷害、第 9 章 財産形成貯蓄、第 13 章 年金、第 14 章 終身、別表 1 「後遺障害等級表（適用上の注意事項）」、別定事項
平成 5 年 4 月 1 日 （全面改正）	共済事業実施方法および別定事項の別冊化 共済規程附属書 自動車損害賠償責任共済規程
平成 6 年 4 月 1 日	生命総合共済の実施（長期定期生命、終身、養老生命、こどもおよび年金の統合）
平成 7 年 4 月 1 日	第 13 節第 3 未収共済掛金の計上の範囲
平成 9 年 4 月 1 日	共済規程附属書 自動車損害賠償責任共済規程
平成 12 年 4 月 1 日	共済規程 共済規程附属書 自動車損害賠償責任共済規程
平成 14 年 4 月 1 日	共済規程 共済規程附属書 自動車損害賠償責任共済規程
平成 15 年 10 月 1 日	共済規程
平成 17 年 4 月 1 日 （全面改正）	共済規程
平成 22 年 4 月 1 日 （全面改正）	共済規程
平成 31 年 4 月 1 日	共済規程 第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項
令和 4 年 4 月 1 日	共済規程 第 2 章 事業の実施方法に関する事項
令和 7 年 1 月 1 日	共済規程 第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項

裏 白

目 次

第1章 総 則

第1条（定 義）	1
第2条（事業の種類）	1

第2章 事業の実施方法に関する事項

第1条（事業の共同）	2
第2条（共済契約者の範囲）	2
第3条（被共済者又は共済の目的の範囲）	2
第4条（共済代理店の権限）	2
第5条（共済金額の最高限度）	2
第6条（共済期間の制限）	2
第7条（被共済者又は共済の目的の選択）	3
第8条（共済契約締結の手続）	3
第9条（共済掛金の収納並びに共済金、払戻金及び返戻金の支払）	3
第10条（共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式）	3
第11条（共済契約の特約）	4
第12条（契約者割戻し）	4
第13条（共済約款の規定による貸付け）	4
第14条（共済金額又は共済期間の変更）	4
第15条（共済者の変更等）	4
第16条（地震等に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置）	5
第17条（事業の実施方法の技術的事項）	5

第3章 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

第1条（共済契約に関する事項）	6
第2条（共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項）	6

第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項

第1節 事業の実施方法に関する事項

第1条（定 義）	7
第2条（事業の共同）	7
第3条（共済の目的の範囲）	7
第4条（被共済者の範囲）	7
第5条（共済代理店の権限）	8
第6条（共済金額の制限）	8
第7条（共済期間の制限）	8
第8条（共済契約者及び被共済者の選択並びに共済契約者の範囲）	8
第9条（被共済自動車の検査）	8
第10条（共済契約締結の手続）	8
第11条（共済掛金の収納）	9
第12条（共済契約申込書の記載事項及び様式）	9
第13条（共済契約の特約）	9
第14条（契約者割戻し）	9
第15条（共済約款の規定による貸付け）	10
第16条（共済金等の支払）	10
第17条（共済掛金の払戻し又は追徴）	13
第18条（共済金額又は共済期間の変更）	13
第19条（共済者の変更等）	13
第20条（災害等による特別措置）	13
第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項	
第21条（共済契約に関する事項）	14
第22条（共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項）	14
附 則（平成13年度以降）	15

共 済 規 程

第 1 章 総 則

(定 義)

第 1 条 この章から第 3 章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共済約款 全国共済農業協同組合連合会（以下この章から第 3 章までにおいて「全国共済連」という。）が定めた共済約款
- (2) 算出方法書 全国共済連が定めた共済掛金及び責任準備金の算出方法書

(事業の種類)

第 2 条 この組合が行う事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済
- (2) 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済
- (3) 人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済

2 前項第 2 号に掲げる共済のうち、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づいてこの組合が行う自動車損害賠償責任共済に係る事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項については、第 4 章の規定による。

第2章 事業の実施方法に関する事項

（事業の共同）

第1条 この組合は、この組合が会員となっている全国共済連と共同して事業（以下この章及び次章において「共同事業」という。）を行う。

2 この組合は、共同事業を行うときは、全国共済連が定めた共済事業の共同実施に関する契約書により、あらかじめこの組合と全国共済連との間に締結した共同事業を行うための契約によってする。

3 この組合が共同事業において共済契約により負う責任は、全国共済連と連帯して負うこととし、その負担割合は零とする。

（共済契約者の範囲）

第2条 この組合は、この組合の定款に規定する員外利用の範囲を超えて組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）以外の者と共済契約を締結しない。

（被共済者又は共済の目的の範囲）

第3条 被共済者又は共済の目的は、人又は金銭に見積もることができる利益に限る。

（共済代理店の権限）

第4条 この組合は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）共済契約の締結の代理又は媒介
- （2）共済掛金の収受に関する業務
- （3）その他この組合が定めた事項に関する業務

（共済金額の最高限度）

第5条 共済金額の最高限度は、全国共済連が定めた共済金額の最高限度と同一とする。

（共済期間の制限）

第6条 共済期間の制限は、全国共済連が定めた共済期間の制限と同一とする。

(被共済者又は共済の目的の選択)

第7条 被共済者又は共済の目的の選択は、担保する危険に影響する諸般の状況を調査し、全国共済連が定めた基準による。

(共済契約締結の手続)

第8条 この組合は、共済契約申込者に対し、原則として、共済契約申込書に記入させ、署名又は記名捺印の上、これを提出させる。

2 この組合は、共済契約の申込みがあったときは、その諾否を共済契約申込者に通知する。

3 この組合は、共済契約を締結したときは、原則として、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。

(共済掛金の収納並びに共済金、払戻金及び返戻金の支払)

第9条 共済掛金は、原則として、共済契約の申込みと同時に収納する。

2 第2回以降の共済掛金の収納並びに共済金、払戻金及び返戻金の支払は、共済約款の規定による。

(共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式)

第10条 共済証書には、原則として、次に掲げる事項を記載する。

(1) この組合の名称

(2) 共済種類又は共済約款の種類

(3) 被共済者の氏名、性別及び生年月日又は被共済者の氏名若しくは名称及び共済の目的

(4) 共済金額

(5) 免責金額を定めたときは、その金額

(6) 共済責任の始期及び共済期間

(7) 共済掛金

(8) 共済契約者の氏名又は名称及び住所

(9) 共済金受取人が指定されたときは、その者の氏名又は名称

(10) 特約が付されたときは、その特約の名称及び共済金額

(11) 危険の増加に関する通知義務を定めたときは、その内容

(12) 契約日

(13) 共済証書の作成日

2 共済契約申込書には、原則として、次に掲げる事項を記載する。

(1) 前項第1号から第10号までに掲げる事項

(2) 同一の共済の目的につき既に締結されている他の共済契約又は保険契約があるときは、その共済契約又は保険契約

3 共済証書、共済契約申込書並びにその他この章及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。

(共済契約の特約)

第11条 この組合は、共済契約につき、共済約款に定める特約を付することができる。

(契約者割戻し)

第12条 契約者割戻しは、共済約款及び算出方法書の規定による。

(共済約款の規定による貸付け)

第13条 共済契約者又は被共済者に対する貸付けは、共済約款の規定によることとし、その利率は、全国共済連が定めた利率（共済約款の規定によるものを除く。）と同一とする。

(共済金額又は共済期間の変更)

第14条 共済金額又は共済期間の変更は、共済約款及び算出方法書の規定による。

(共済者の変更等)

第15条 この組合が共済事業の全部又は一部を他の農業協同組合に譲渡しようとする場合に、共済契約者が異議を述べたときは、その共済契約に係る共済者を全国共済連のみとすることができる。

2 この組合は、共済事業の全部又は一部を全国共済連に譲渡しようとする場合に、共済契約者が異議を述べたときは、その共済契約を解除する。

3 この組合は、共済契約者から申出があった場合において、適当と認めるときは、共済者を他の農業協同組合及び全国共済連又は全国共済連に変更することができる。

4 この組合は、共済事業を他の農業協同組合若しくは全国共済連に譲渡し、又は共済者を他の農業協同組合及び全国共済連若しくは全国共済連に変更したときは、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうち当該他の農業協同組合又は全国共済連が引き継ぐべき部分について、当該他の農業協同組合又は全国共済連の共済事業の経理に引き継ぐ。

5 この組合は、他の農業協同組合から共済事業の譲渡若しくは共済者の変更の申出があった場合又は全国共済連から共済者の追加の申出があった場合において、適当と認めるときは、その共済事業を譲り受

け、又はその共済契約の共済者となることができる。

- 6 この組合は、共済者の地位を失ったとき（共済事業の譲渡又は共済者の変更による場合を除く。）は、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうちこの組合が積み立てている部分について、全国共済連に引き継ぐ。

（地震等に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置）

第16条 この組合は、全国共済連が定めた地震等によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。

（事業の実施方法の技術的事項）

第17条 この組合が行う事業の実施方法に関する事項のうち技術的事項として必要な事項は、全国共済連が定めた共済事業実施方法書による。

第3章 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

(共済契約に関する事項)

第1条 この組合が行う共同事業により締結する共済契約に関する事項は、共済約款による。

2 共済契約は、共済約款により締結する。

(共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項)

第2条 この組合が行う共同事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項（次項に定めるものを除く。）は、算出方法書による。

2 この組合が毎事業年度末に責任準備金として積み立てる未経過共済掛金の額は、当該事業年度以前に収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金のうち、未経過共済期間に対する部分として、算出方法書により計算した額とする。

第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項

第1節 事業の実施方法に関する事項

(定義)

第1条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）
- (2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）
- (3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車
- (4) 運行 法第2条第2項に規定する運行
- (5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者
- (6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者
- (7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約
- (8) 保険契約 法第11条第1項に規定する責任保険の契約
- (9) 共済約款 全国共済農業協同組合連合会（以下この章において「全国共済連」という。）が定めた自動車損害賠償責任共済約款
- (10) 算出方法書 全国共済連が定めた共済掛金及び責任準備金の算出方法書

(事業の共同)

第2条 この組合は、この組合が会員となっている全国共済連と共同して事業（以下この章において「共同事業」という。）を行う。

2 この組合は、共同事業を行うときは、全国共済連が定めた共済事業の共同実施に関する契約書により、あらかじめこの組合と全国共済連との間に締結した共同事業を行うための契約によってする。

3 この組合が共同事業において共済契約により負う責任は、全国共済連と連帯して負うこととし、その負担割合は零とする。

(共済の目的の範囲)

第3条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。

(被共済者の範囲)

第4条 被共済者は、自動車の保有者及びその運転者とする。

(共済代理店の権限)

第5条 この組合は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務
- (3) その他この組合が定めた事項に関する業務

(共済金額の制限)

第6条 共済金額の制限は、全国共済連が定めた共済金額の制限と同一とする。

(共済期間の制限)

第7条 共済期間の制限は、全国共済連が定めた共済期間の制限と同一とする。

(共済契約者及び被共済者の選択並びに共済契約者の範囲)

第8条 この組合は、共済契約の申込みに対しては、共済契約者及び被共済者の選択を行わない。ただし、令第11条各号に掲げる理由がある場合については、別に定めるところにより引受けをしないことができる。

2 この組合は、この組合の定款に規定する員外利用の範囲を超えて組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）以外の者と共済契約を締結しない。

(被共済自動車の検査)

第9条 この組合は、自動車損害賠償責任共済証明書（次条において「共済証明書」という。）に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。

(共済契約締結の手続)

第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。ただし、第12条に定める共済契約申込書の記載事項が、この組合又は共済代理店の電子計算機を使用して電子的に入力され、かつ、これが電気通信回線に接続され、この組合に送信される場合は、この限りではない。

2 この組合は、共済契約の申込みがあったときは、第8条に定めるところに従い、当該申込みを承諾する。

- 3 この組合は、共済掛金を収納したときは、共済証明書を共済契約者に交付する。
- 4 この組合は、検査対象外軽自動車、原動機付自転車又は締約国登録自動車について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付する。
- 5 この組合は、自動車損害賠償責任共済にあつては、共済証書を作成及び交付しない。

(共済掛金の収納)

第11条 共済掛金は、共済契約の申込みの承諾と同時に収納する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。

(共済契約申込書の記載事項及び様式)

第12条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 共済種類
- (2) 共済の目的
- (3) 共済責任の始期及び共済期間
- (4) 共済掛金
- (5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所

- 2 共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。

(共済契約の特約)

第13条 この組合は、共済契約につき、共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。

- 2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(契約者割戻し)

第14条 この組合は、契約者割戻しはしない。

(共済約款の規定による貸付け)

第15条 この組合は、共済約款の貸付けに関する規定を設けない。

(共済金等の支払)

第16条 この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、書面でこの組合に通知させる。

(1) 当該事実が発生した日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業

(2) 前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所

(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

2 この組合は、前項の書類のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。

3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。

4 この組合は、前項の場合に、特に必要があると認めるときは、この組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この組合の負担とする。

5 この組合は、第3項の請求があつたときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面をその請求を行った被共済者に交付する。

6 この組合は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて共済金を支払うために確認をすることが共済契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日までに共済金を支払うものとし、当該期間を経過して共済金を支払ったときは、遅滞の責任を負う。

7 この組合は、前項の規定により共済金を支払ったとき又は共済金を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被共済者に交付する。

8 この組合がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。

(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額

(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用

9 この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を

受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。

10 この組合は、前項の請求を受けたときは、あらかじめ被共済者の意見を求めたうえ、共済金額を限度として、被害者に対して法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準による損害賠償額を支払う。ただし、この組合が被共済者に対してその損害をてん補したときは、そのてん補した金額の限度においては、被害者に対する支払は行わない。

11 この組合は、前項の規定により損害賠償額を支払ったとき又は損害賠償額を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被害者に交付する。

12 第10項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、共済契約者又は被共済者の悪意によって損害を生じたときを除き、この組合は、被共済者に対して損害をてん補したものとみなす。

13 第7項又は第11項の規定により交付した書面に関し、被共済者又は被害者から書面により説明を求められたときは、この組合は、法第23条の3において準用する法第16条の5に規定する書面により説明する。

14 この組合は、前項の説明を求められた場合であって第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができる。この場合において、この組合は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面をその説明を求めた者に交付する。

15 この組合は、第13項の説明を求められた日からその日を含めて30日以内に説明をする。ただし、この組合が事務処理上の困難その他正当な理由によりこの期間内に説明することができないときは、説明を求めた者に対し、この期間内に説明をできない理由及び説明を行う期限を書面により通知する。

16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。

17 この組合は、特に必要があると認めるときは、第10項及び前項の支払の請求をした者に対し、この組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この組合が負担する。

18 この組合は、損害賠償額及び仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知する。

19 この組合は、第16項の規定により被害者に対して支払った仮渡金の金額が損害賠償額を超えたときには、その超えた金額の返還を被害者に請求する。

20 この組合は、被共済自動車について当該共済契約の他に共済契約又は保険契約が締結されている場合

は、締結した時がより早い契約の共済期間又は保険期間と重複する共済期間において発生した損害のてん補、損害賠償額の支払及び仮渡金の支払（以下この項において「損害のてん補等」という。）の責を免れる。この場合において、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払（以下この項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて損害賠償額等の支払をしたときは、この組合又は被害者が当該共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を請求する権利を失う。

また、この組合は被共済自動車について当該共済契約の他に共済契約又は保険契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が当該契約を含めて2以上あるときは、当該共済契約に関し損害のてん補等をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について損害のてん補等の責を免れる。この場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この組合又は被害者が当該共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていたときを除き、損害賠償額等の支払を免れるべき金額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を請求する権利を失う。

21 この組合は、被共済者の負担すべき損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合には、被共済者が支出する訴訟、和解又は調停等に関する一切の費用を負担しない。

22 この組合が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、この組合と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。

23 この組合は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。

24 この組合は、被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、事故による損害が生じたことにより被共済者が取得する債権（以下この条において「被共済者債権」という。）について被共済者に代位する。

（1）この組合が被共済者に損害をてん補した額又は被害者に支払をした損害賠償額

（2）被共済者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被共済者債権の額から当該不足額を控除した残額）

25 前項の場合において、同項第1号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、この組合は、被共済者債権のうちこの組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、被共済者が当該代位に係るこの組合の債権に先立って弁済を受けた残余の部分について、弁済を受ける権利を有する。

26 この組合は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対し、

第24項の規定によりこの組合に移転した債権を行使するために必要な一切の書類をこの組合に提出させる。

27 この組合は、他の農業協同組合又は全国共済連の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、他の農業協同組合又は全国共済連が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。

28 この組合は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払わない。

(共済掛金の払戻し又は追徴)

第17条 共済掛金の払戻し又は追徴は、共済約款の規定により行う。

(共済金額又は共済期間の変更)

第18条 共済金額又は共済期間の変更は、全国共済連が定めた取扱いと同一とする。

(共済者の変更等)

第19条 この組合は、共済契約者から申出があった場合において、適当と認めるときは、共済者を他の農業協同組合及び全国共済連又は全国共済連に変更することができる。

2 この組合は、自動車損害賠償責任共済の事業を他の農業協同組合若しくは全国共済連に譲渡し、又は共済者を他の農業協同組合及び全国共済連若しくは全国共済連に変更したときは、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうち当該他の農業協同組合又は全国共済連が引き継ぐべき部分について、当該他の農業協同組合又は全国共済連の共済事業の経理に引き継ぐ。

3 この組合は、他の農業協同組合から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡若しくは共済者の変更の申出があった場合又は全国共済連から共済者の追加の申出があった場合において、適当と認めるときは、その共済事業を譲り受け、又はその共済契約の共済者となることができる。

4 この組合は、共済者の地位を失ったとき（自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡又は共済者の変更による場合を除く。）は、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうちこの組合が積み立てている部分について、全国共済連に引き継ぐ。

(災害等による特別措置)

第20条 この組合は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。

第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

(共済契約に関する事項)

第21条 この組合が行う共同事業により締結する共済契約に関する事項は、共済約款による。

2 共済契約は、共済約款により締結する。

(共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項)

第22条 この組合が行う共同事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、算出方法書による。

設定 昭和29年11月 1 日

附 則（昭和32年10月15日）

- 1 この共済規程は、昭和32年10月 日から適用する。
- 2 この共済規程の施行の際、現にこの組合が締結している共済契約であって、この共済規程によれば締結することができないものについては、当該規定は適用せず、従前の共済規程のうち当該規定に対応する規定の例による。
- 3 この共済規程の施行の際、現にこの組合が締結している共済契約であって、この共済規程及びこの共済規程による共済約款に基づき共済契約の更改がなされなかったものについては、なお従前の共済規程及びこれに基づく共済約款による。

附 則（昭和34年 4 月 1 日）

この規程は、昭和34年 月 日から施行する。（施行基準日 昭和34年 4 月 1 日）

附 則（昭和35年 4 月 1 日）

この変更は、昭和35年 月 日から適用する。（施行基準日 昭和35年 4 月 1 日）

附 則（昭和36年10月 1 日）

この変更は、昭和36年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和37年 4 月 1 日）

- 1 この変更は、昭和37年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約については、なお従前の共済規程及びこれに基づく共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約については、変更後の共済規程及びこれに基づく共済約款による共済契約に更改することができるものとする。
- 4 変更前の共済規程及び災害倍額支払特別共済約款に基づき災害倍額支払特別共済契約（以下「災害特別特約」という。）を締結している者が前項の規定により当該災害特別契約に係る主共済契約を更改した場合は、当該災害特別契約は、当該共済契約を更改した日に解除されたものとみなすものとする。
- 5 前項の規定により災害特別契約が解除された場合には、変更前の共済規程及び災害倍額支払特別共済約款の規定にかかわらず、別に定めるところにより返れい金を返れいすることができるものとする。

附 則（昭和39年 4 月 1 日）

この変更は、昭和39年 4 月 1 日から適用する。ただし、養老生命共済及びこども共済の無診査扱いにおける共済金額の最高限度引上げに係る変更については、同年 月 日から適用する。

附 則（昭和40年 4 月 1 日）

- 1 この変更は、昭和40年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約については、なお従前の共済規程及びこれに基づく共済約款によるものとする。

- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約については、変更後の共済規程及びこれに基づく共済約款による共済契約に更改することができるものとする。
- 4 前項の規定により更改された共済契約については、第2章第5節第3第5項(ロ)中「共済契約の成立」を「共済契約の更改」と読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和42年4月1日）

- 1 この変更は、昭和42年 月 日から適用する。（施行基準日 昭和42年4月1日）
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約及び建物更生共済契約については、なお従前の共済規程及び養老生命共済約款又は建物更生共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約及び建物更生共済契約については、変更後の共済規程及び養老生命共済約款又は建物更生共済約款による養老生命共済契約又は建物更生共済契約に更改することができるものとする。
- 4 この組合は、前項の規定により更改された養老生命共済契約（共済掛金払込期間変更後の共済契約を除く。以下同じ。）のうち、共済契約締結の当時の年齢が10歳以上であった者を被共済者とする共済契約については、昭和43年4月1日から昭和45年3月31日までの間において、第2章第7節第2の規定にかかわらず、死亡共済金額を満期共済金額の3倍に相当する額の範囲内において増額することができるものとする。この場合には、当該共済契約の共済契約者は、共済掛金払込みの際、当該増額後の共済掛金に相当する金額（当該増額に伴って当該増額の日属する共済年度の前共済年度の末日における共済掛金積立金の額に不足額が生ずる場合にはその不足額を加算した金額）を提出してその旨の申込みをするものとし、当該被共済者に係る共済契約の死亡共済金額の合計額が、150万円を超えることとなる場合における当該被共済者（当該申込みの日前2年間に医師の診査を受け、被共済者標準体選択基準又は標準体選択基準（以下「選択基準」と総称する。）に合致していた者を除く。）は、あらかじめこの組合の指定する医師の診査を受けるものとする。
- 5 この組合は、第3項の規定により更改された養老生命共済契約のうち、共済契約締結の当時の年齢が6歳以上であって、かつ、昭和42年 月 日から昭和45年3月31日までの間に到来する共済契約の成立の日の応答日における年齢が60歳未満である者を被共済者とする共済契約について、当該共済契約の共済契約者から、当該期間内に、共済掛金払込みの際、当該共済掛金に入院費用担保特約に係る共済掛金に相当する金額を添えてその旨の申込みがあったときは、第2章第14節第1第1項の規定にかかわらず、当該特約を締結することができるものとする。この場合において、当該被共済者の当該特約の申込みの日における年齢が40歳以上である場合には、当該被共済者（当該申込みの日前2年間に医師の診査を受け、選択基準に合致していた者を除く。）は、あらかじめこの組合の指定する医師の診査を受けるものとする。
- 6 前2項の場合において、この組合がその申込みを承諾したときは、死亡共済金額の増額又は入院費用担保特約は、その申込みの日において増額され、又は成立したものとみなし、かつ、その日からその効

力を生ずるものとする。

- 7 第4項後段又は第5項後段の規定により医師の診査を受けた被共済者に係る無診査扱いの養老生命共済契約については、前項の規定によりその死亡共済金額が増額され、又は入院費用担保特約が成立した日から有診査扱いとする。
- 8 第6項の規定により、成立した入院費用担保特約に係る次回以後の共済掛金の払込期日は、当該入院費用担保特約に係る養老生命共済契約の共済掛金の払込期日と同一とするものとする。
- 9 第6項の規定により死亡共済金額が増額された共済契約については、第2章第7節第2第6項中「共済契約の成立」を「附則第6項の規定による死亡共済金額の増額」と読み替えて適用するものとする。
- 10 第6項の規定により死亡共済金額が増額された場合には、当該増額については、第2章第9節第2第1項中「共済契約」及び同章同節第2第3項中「共済契約の成立」をそれぞれ「附則第6項の規定による死亡共済金額の増額」と読み替えて適用するものとする。
- 11 第6項の規定により成立した入院費用担保特約については、第2章第14節第4中「当該特約の成立の日の応当日」を「当該特約に係る主共済契約の成立の日の応当日」と読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和43年4月1日）

- 1 この変更は、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している火災共済契約については、なお従前の共済規程及び火災共済約款によるものとする。

附 則（昭和43年6月1日）

この変更は、昭和43年 月 日から適用する。（施行基準日 昭和43年6月1日）

附 則（昭和44年4月1日）

この変更は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月1日）

- 1 この変更は、行政庁の承認があった日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、火災共済契約、こども共済契約、自動車共済契約及び傷害共済契約については、なお従前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、養老生命共済契約及びこども共済契約については、行政庁の承認があった日から同日後30日を経過した日又は昭和45年3月31日のいずれか遅い日までの間に、当該共済契約の共済契約者から、別に定める手続によってその旨の申出があったときは、当該共済契約を変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改するものとする。
- 3 前項ただし書の規定による更改は、昭和45年4月1日から効力を生ずるものとする。ただし、次のものについては、当該各号の定めるところによるものとする。

（イ） 昭和45年3月31日以前に発生した原因によって、当該共済契約の被共済者が後遺障害の状態に該当するに至ったときの共済金、災害給付金及び後遺障害給付金の支払いについては、従前の共済規程

及び共済約款の規定（以下「従前の規定」という。）によるものとする。

（ロ） 昭和45年3月31日以前から継続して入院している場合又は同日以前に発生していた災害又は疾病によって入院した場合の当該入院に対する入院共済金の額については、従前の規定によるものとする。

（ハ） 昭和45年3月31日以前に発生した災害によって入院している間に、同年4月1日以後に生じた疾病によって入院することとなった場合におけるその重複する期間を、従前の規定による入院の期間又は変更後の共済規程及び共済約款の規定による疾病による入院の期間のいずれとみなすかは、その支払うこととなる共済金の額が大となるように定めるものとする。

（ニ） 昭和45年3月31日以前に発生した災害によって生じた後遺障害の状態につき変更後の共済規程別表の適用上の注意事項第5項の規定を適用する場合には、従前の規定による支払割合によるものとする。

附 則（昭和45年10月1日）

- 1 この規程は、昭和45年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの組合が締結している自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による共済契約については、変更後の第14条の2、第15条第3項、第20条第1項第5号及び第28条の2の規定にかかわらず、なお従前の共済規程附属書自動車損害賠償責任共済規程及び自動車損害賠償責任共済約款による。

附 則（昭和46年4月1日）

- 1 この規程は、行政庁の承認があった日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している建物更生共済契約については、なお従前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、建物更生共済契約については、行政庁の承認があった日から同日後30日を経過した日又は昭和46年3月31日のいずれか遅い日までの間に、当該共済契約の共済契約者から、別に定める手続によってその旨申出があったときは、当該共済契約を変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改するものとする。
- 3 前項ただし書の規定による更改は、昭和46年4月1日から効力を生ずるものとする、

附 則（昭和47年4月1日）

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。（施行基準日 昭和47年4月1日）

附 則（昭和47年4月1日）

- 1 この変更は、行政庁の承認のあった日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している建物更生共済契約については、変更後の共済規程第4章第1節第1項及び第2項の規定を適用する場合に、当該共済契約の共済契約者から当該共済契約に係る昭和47年4月1日以後はじめて到来する共済掛金払込期日までに申出があったときは、当該共済契約の共済の目的である建物の従物又は附属設備を共済の目的の範囲から除外し、又は当該建物の附属建物又は工作物を共済の目的に含めることができるものとする。この場合においてその効力は、当該申出があ

った日から生ずるものとする。

- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約及び傷害共済契約については、なお従前の共済規程及び共済約款によるものとする。

附 則（昭和47年11月1日）

- 1 この変更は、行政庁の承認があった日から適用する。（施行基準日 昭和47年11月1日）
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約については、なお従前の共済規程及び自動車共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約については、変更後の共済規程及び自動車共済約款による共済契約に更改することができるものとする。

附 則（昭和49年4月1日）

- 1 この変更は、行政庁の承認があった日から施行する。（施行基準日 昭和49年4月1日）
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している傷害共済契約については、なお従前の共済規程及び傷害共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している傷害共済契約については、変更後の共済規程及び傷害共済約款による共済契約に更改することができるものとする。
- 4 この組合は、前項の規定により更改された傷害共済契約のうち、共済期間を1年又は1年6月とする共済契約については、当該共済契約の共済契約者から当該更改の申出と同時にその旨の申込みがあったときは、当該共済契約の共済期間を2年に変更することができるものとする。この場合には、当該共済契約者は、その申込みの時に変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額に相当する金額をこの組合に提出するものとする。
- 5 前項の場合において、この組合がその申込みを承諾しないときは、この組合は、同項の規定により提出された金額をその申込みをした者に払い戻すものとする。

附 則（昭和49年4月1日）

- 1 この変更は、昭和49年4月1日（行政庁の承認が昭和49年4月2日以後にあったときは、当該承認があった日。以下同じ。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約であって、昭和49年4月1日前1年間に締結された入院費用担保特約が付されているもの（有診査扱いで締結された養老生命共済契約並びに変更前の共済規程及び養老生命共済約款の規定（以下「変更前の規定」という。）による疾病入院不担保条項が付加された入院費用担保特約に係る養老生命共済契約を除く。）については、昭和49年4月1日以後に初めて到来する当該入院費用担保特約の成立の日の応当日（当該養老生命共済契約の共済契約者からその旨の申出があった場合には、当該申出の日。第5項において「応当日」という。）前までは、変更前の規定によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約であって、入院費用担保特約が付され

ているものについては、当該入院費用担保特約が疾病入院不担保条項を付加しないものである場合には変更後の共済規程及び養老生命共済約款の規定（以下「変更後の規定」という。）による災害及び特定疾病入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約が付されている養老生命共済契約と当該入院費用担保特約が疾病入院不担保条項を付加したものである場合には変更後の規定による災害入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約が付されている養老生命共済契約とする。

- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している入院費用担保特約（第2項の規定により変更前の規定によるものとされている養老生命共済契約に付するものを除く。次項において同じ。）の共済金額は、変更後の共済規程第2章第9節第1第33項において準用する同章第2節第1第3項の規定にかかわらず、当該養老生命共済契約の満期共済金額の1,000分の1.5に相当する金額とする。
- 5 入院費用担保特約に係る被共済者が、この変更の際（第2項の規定する養老生命共済契約に付された入院費用担保特約に係る被共済者にあつては、応当日において）、現に入院しているときは、当該入院（変更前の規定により当該入院と同一の入院とみなされるものを含む。）については、変更前の規定によるものとする。
- 6 入院費用担保特約につき、第2章第9節第1第33項において準用する同章第2節第1第3項の規定を適用する場合において、当該入院費用担保特約の被共済者と同一の者を被共済者として既に締結されている入院費用担保特約であつて、第2項の規定により変更前の規定によるものとされている養老生命共済契約に係るものがあるときは、当該入院費用担保特約に係る養老生命共済契約の満期共済金額の1,000分の1.5に相当する金額を当該入院費用担保特約の共済金額とみなすものとする。
- 7 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約であつて、入院費用担保特約が付されているものについて、昭和49年4月1日からその日以後において初めて到来する当該養老生命共済契約の成立の日の応当日までの間に、当該養老生命共済契約の満期共済金額が第2章第5節第1第1項の規定により減額され、又は増額されたときは、当該入院費用担保特約の共済金額は、当該減額又は当該増額後の満期共済金額の1,000分の1.5に相当する金額に減額され、又は増額されたものとし、当該期間中は、当該入院費用担保特約には、同章第9節第1第16項、第17項及び第19項の規定は適用しない。

附 則（昭和49年10月1日）

- 1 この変更は、昭和49年10月1日（行政庁の承認が昭和49年10月2日以後に行われたときは、当該承認のあった日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる変更規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - (ア) 第2章第4節第1第2項から第5項までの変更規定並びに第2第1項、第2項及び第5項の変更規定、第8節第2第3項の変更規定並びに第9節第1第33項の変更規定、第5第9項の変更規定、第6第1項の変更規定及び同節第7第13項の変更規定並びに第5章第4節第1第2項から第8項までの変更規定及び第2の変更規定、第5節第1第1項及び第7項の変更規定、第7節第4第1項及び第2項並びに第8節第2第2項及び第3項の変更規定、行政庁の承認があった日
 - (イ) 第6章第8節中第2を削り、第3を第2とし、第2の次に第3を加える変更規定、昭和50年4月

1 日（行政庁の承認が昭和50年4月2日以後に行われたときは、当該承認があった日）

- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約については、なお従前の共済規程及び自動車共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約については、変更後の共済規程及び自動車共済約款による共済契約に更改することができるものとする。この場合において、当該共済契約に搭乗者傷害危険担保特約が付されているときは、更改前の当該特約の共済金額を更改後の当該特約の1事故共済金額とし、更改前の当該特約が被共済者を運転者又は車掌とするものである場合にあっては当該特約の共済金額を、更改前の当該特約が被共済者を搭乗者とするものである場合にあっては当該特約の共済金額を共済の目的たる自動車の法令による乗車定員数で除して得た額を、それぞれ更改後の当該特約の1名共済金額とする。
- 4 前項の規定により更改された共済契約が、更改前の共済規程及び自動車共済約款による共済掛金分割払特約が付されたものである場合には、当該共済契約に係る共済掛金の払込みについては、第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の共済規程及び自動車共済約款の規定によるものとする。

附 則（昭和51年4月1日）

- 1 この変更は、昭和51年4月1日（行政庁の承認が昭和51年4月2日以後に行われたときは、当該承認のあった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 入院費用担保特約を付した養老生命共済契約又は傷害疾病保障特約を付した長期定期生命共済契約に係る被共済者が別表2に掲げる手術を受け、この変更の際、現に当該手術後も入院しているときは、当該手術後の入院については、変更前の共済規程及び養老生命共済約款又は長期定期生命共済約款によるものとする。
- 3 施行日前に発生した原因によって、入院し、又は傷病の治療を受けた場合における建物更生共済契約の傷害給付金の支払については、変更前の共済規程及び建物更生共済約款によるものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約又は傷害共済契約については、変更前の共済規程及び自動車共済約款又は傷害共済約款によるものとする。
- 5 前項の自動車共済契約が解除されたことにより施行の日以後にその解除された共済契約の未経過共済期間を共済期間として締結された自動車共済契約については、変更前の共済規程及び自動車共済約款によるものとする。
- 6 施行日以後に申込みのあった傷害共済契約で、その終期が、その共済契約の共済契約申込者が1の共済契約申込書により申し込んだ共済期間の始期及び終期を同一とする2以上の傷害共済契約でこの変更の際、現にこの組合が締結しているものの終期と同一であるものについては、変更前の共済規程及び傷害共済約款によるものとする。
- 7 前3項の場合において自動車共済契約又は傷害共済契約の共済契約者からその旨の申出があったときは、変更後の共済規程及び自動車共済約款又は傷害共済約款による共済契約に更改することができるも

のとする。

- 8 第4項又は第5項の自動車共済契約が前項の規定により変更後の共済規程及び自動車共済約款による共済契約に更改されたときは、第6章第3節第3第1項(ア)の(b)の免責金額は、車種ごとに同号の表の免責金額のうち最も低い額（自家用小型貨物自動車にあっては、3万円）に変更されたものとし、当該共済契約に同章第10節第1第2項の特約が付されている場合には、同項の規定によりてん補しないこととなる損害の額は、3万円に変更されたものとする。
- 9 自動車交通事故傷害危険担保特約を付した第4項の傷害共済契約が第7項の規定により変更後の共済規程及び傷害共済約款による共済契約に更改されたときは、共済金額は、その金額の2倍に相当する額に増額されたものとする。この場合には、共済金額の最高限度の規定は、適用しないものとする。

附 則（昭和52年4月1日）

- 1 この変更は、昭和52年4月1日（行政庁の承認が昭和52年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している無診査扱いの養老生命共済契約に付されている入院費用担保特約又は無診査扱いの長期定期生命共済契約の傷害疾病保障特約のうち施行日前1年間に成立したもの（災害入院費用担保条項若しくは災害及び特定疾病入院費用担保条項又は疾病等不担保条項が付されているものを除く。）については、施行日以後に初めて到来するその入院費用担保特約又は傷害疾病保障特約の成立の日の応当日（その養老生命共済契約又は長期定期生命共済契約の共済契約者から入院費用担保特約又は傷害疾病保障特約を変更後の共済規程及び共済約款によるものに更改する旨の申出があった場合には、その申出の日。第6項及び第8項において「更改日」という。）に変更後の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約又は災害給付特約及び入院費用保障特約に更改されるものとし、その日の前日までは、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している災害給付金付養老生命共済契約については満期共済金額に相当する額を共済金額とする災害給付特約が付されている養老生命共済契約に、災害死亡倍額支払特約が付されている養老生命共済契約については死亡共済金額と満期共済金額との差額に相当する額を共済金額とする災害死亡割増特約が付されている養老生命共済契約にそれぞれ更改されるものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している傷害疾病保障特約が第1項又は第2項の規定により変更後の共済規程及び共済約款によるものに更改されるときは、その傷害疾病保障特約の共済金額に相当する額を共済金額とする災害給付特約及び傷害疾病保障特約の共済金額の1,000分の1.5に相当する額を共済金額とする入院費用保障特約（疾病等不担保条項が付加された傷害疾病保障特約にあっては、災害入院費用保障条項が付加された入院費用保障特約）に更改されるものとする。この場合には、入院費用保障特約の共済金額の契約単位及び最低限度の規定は適用しないものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により更改された養老生命共済契約の入院費用保障特約又は長期定期生命共済契約の入院費用保障特約については、変更後の共済規程第2章第10節第8第4項(イ)又は第9章第9

節第3第4項(イ)中「生じた疾病」とあるのは「疾病」と読み替えるものとする。

- 6 施行日（第2項の場合にあっては更改日）前に発生した原因によって、被共済者（建物更生共済契約にあっては被害者とし、こども共済契約にあっては共済契約者又は被共済者とする。）が後遺障害の状態に該当するに至った場合における共済金（災害給付金、傷害給付金、後遺障害給付金及び給付金を含む。）の支払及び共済掛金の払込免除については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 7 施行日前に発生した原因によって養老生命共済契約又は長期定期生命共済契約に係る被共済者が後遺障害の状態に該当するに至った場合には、変更後の共済規程第2章第4節第2及び第9章第4節第2の規定は適用しないものとする。
- 8 第1項又は第2項の規定により更改された養老生命共済契約の入院費用保障特約又は長期定期生命共済契約の入院費用保障特約の被共済者が施行日（第2項の場合にあっては更改日）前に入院し、その施行日以後も継続して入院しているときの共済金の支払については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 9 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約の災害及び特定疾病入院費用担保条項が付加された入院費用担保特約（次項において「災害・特定疾病入院特約」という。）については、変更前の共済規程（変更前の共済規程細則を含む。）及び共済約款によるものとする。ただし、この組合は、その変更前の共済規程及び共済約款の規定中この変更により変更される部分に対応する部分については、その変更後の共済規程（変更後の共済規程細則を含む。）及び共済約款の規定（特定疾病の範囲及び1主共済契約に係る入院費用保障特約の付加の制限に係る部分を除く。）に準じて扱うものとする。この場合には、第2項、第5項及び前項の規定を準用する。
- 10 前項の災害・特定疾病入院特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申込みがあったときは、その災害・特定疾病入院特約の共済金額に相当する額を共済金額とする災害入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約及び特定疾病入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約に更改することができるものとする。この場合には、変更後の共済規程第1章第2節第1第3項及び第4項、第2章第7節第2、第10節第8第33項及び第34項並びに変更後の共済規程細則第1章第3節第1項及び第2項、第5節第3項及び第2章第19節第5項の規定を準用する。この場合において、変更後の共済規程第2章第10節第8第34項中「疾病」とあるのは「糖尿病、心疾患又は高血圧性疾患」と読み替えるものとする。
- 11 前項の場合において、その申込みが施行日以後昭和54年3月31日までの間に行われたときは、同項後段において準用する変更後の共済規程第2章第10節第8第33項の医師の診査書は必要としないものとする。
- 12 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約には、変更後の共済規程第2章第10節第6第9項及び同節第7第6項の規定は、施行日から施行日以後初めて到来するその養老生命共済契約の成立の日の応当日の前日までの間は適用しないものとし、その間に、養老生命共済契約の満期共済金額又は死亡共済金額が減額され、又は増額されたときは、災害給付特約の共済金額は、その減額後又は

増額後の満期共済金額に相当する金額に減額され、又は増額されるものとし、災害死亡割増特約の共済金額は、減額後又は増額後の死亡共済金額と満期共済金額との差額に相当する金額に減額されるものとする。

- 13 第4項の規定により更改された災害給付特約及び入院費用保障特約について、施行日以後初めて到来するこれらの特約の長期定期生命共済契約の成立の日の応当日の前日までの間に変更後の共済規程第9章第9節第1第9項、第10項、第17項及び第22項において準用する第7節第2及び第3並びに第9節第3第16項、第17項、第22項本文及び第37項において準用する第7節第2及び第3の規定を適用するときは、これらの特約の共済金額は同時に同一の割合で減額されるものとする。

附 則（昭和53年6月1日）

- 1 この変更は、昭和53年6月1日（行政庁の承認が昭和53年6月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に発生した原因によって、こども共済契約の共済契約者が死亡し又は後遺障害の状態に該当するに至った場合には、変更後の共済規程第5章第4節第1第3項及び第2第1項（（イ）の場合に限る。）の規定は適用しないものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結しているこども共済契約（共済期間を15歳満期とする共済契約を除く。）については、施行日以後昭和55年3月31日までの間において、共済掛金（共済契約が共済掛金月払特約付契約である場合には、第1共済年度の共済掛金）の払込み（共済契約の復活の場合を除く。第9項において同じ。）の際、共済契約者からその共済掛金にその共済掛金と入学祝金支払特約付契約の共済金額との差額に相当する金額を添えてその旨の申し出があったときは、入学祝金支払特約付契約に変更することができるものとする。ただし、被共済者が次の各号に掲げる年齢に達する日の属する年度（4月2日から翌年の4月1日までの1年間をいう。）の2月1日が既に到来しているときは、できないものとする。
 - （ア） 被共済者の加入年齢が4歳未満であるときは、6歳
 - （イ） 被共済者の加入年齢が4歳以上9歳未満であるときは、12歳
 - （ウ） 被共済者の加入年齢が9歳以上13歳未満であるときは、15歳
- 4 この組合は、前項の規定により入学祝金支払特約付契約に変更した場合において、その変更に伴って生じた共済掛金積立金の過不足額（前項の共済掛金に係る共済年度の前共済年度の末日における共済掛金積立金の過不足額をいう。）を共済契約者に返戻し、又は共済契約者から追徴するものとする。
- 5 変更後の共済規程細則第1章第4節第7項の規定は、第3項の規定による変更について準用する。
- 6 第4項の規定によりこども共済契約が入学祝金支払特約付契約に変更されたときは、同時に、割戻金据置特約もその共済契約に付されるものとする。
- 7 この変更の際、現にこの組合が締結している養育年金特約が付されたこども共済契約について養育年金を支払うときは、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。

- 8 この変更の際、現にこの組合が締結していることも共済契約に付されている養育年金特約については、施行日以後昭和55年3月31日までの間において、共済掛金の払込みの際、共済契約者からその共済掛金にその共済掛金と養育年金特約の額を変更した後の共済掛金との差額に相当する金額を添えてその旨の申込みがあったときは、養育年金の額を、変更後の共済規程第5章第9節第2第5項(イ)に掲げる額に変更することができる。この場合には、変更後の共済規程第1章第2節第3項及び第4項並びに共済規程細則第1章第3節第1項、第2項及び第5節第7項の規定を準用する。
- 9 この変更の際、現にこの組合が締結していることも共済契約の共済契約者から入院費用保障特約の場合であって、その申込みが施行日以後昭和55年3月31日までの間に行われたときは、変更後の共済規程第5章第9節第3第4項(イ)の医師の診査書は必要としないものとする。

附 則（昭和54年4月1日）

- 1 この変更は、昭和54年4月1日（行政庁の承認が昭和54年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に発生した原因によって、建物更生共済契約の被害者が後遺障害の状態に該当するに至った場合における傷害給付金の支払については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約及び傷害共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、変更後の第7章第19節第9の規定は、この変更の際、現にこの組合が締結している傷害共済契約に適用するものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。

附 則（昭和55年4月1日）

- 1 この変更は、昭和55年4月1日（行政庁の承認が昭和55年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約の被共済者が施行日前に発生した原因によって第1級後遺障害の状態に該当するに至った場合の生存給付金の支払については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は子ども共済契約に係る共済証書貸付け及び共済掛金の振替貸付けについては、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。ただし、共済証書貸付け及び共済掛金の振替貸付けに係る部分について変更後の共済規程及び共済約款の規定による旨の共済金受取人の同意がある場合には、この限りでない。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている災害及び特定疾病入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約（この項及び次項において「災害・特定疾病入院特約」という。）については、昭和52年 月 日変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。ただし、

この組合は、昭和52年 月 日変更前の共済規程及び共済約款の規程中災害・特定疾病入院特約の共済金額の増額に係る部分については、変更後の共済規程及び共済約款の入院費用保障特約の共済金額の増額に関する規定に準じて扱うものとする。

- 5 施行日以後、前項の災害・特定疾病入院特約が解除された場合であって、その解除の日の属する共済年度において変更後の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約、災害入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約又は特定疾病入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約を締結するときは、変更後の共済規程第2章第22節第3第6項の規定は適用しないものとする。
- 6 この変更の際、現にこの組合が締結している傷害共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、変更後の共済規程第7章第4節第2第1項及び第2項、第13節第6項、第15節第9項、第16節第3項並びに第19節第6第2項の規定は、この変更の際、現にこの組合が締結している傷害共済契約に適用するものとする。

附 則（昭和56年4月1日）

- 1 この変更は、昭和56年4月1日（行政庁の承認が昭和56年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。

附 則（昭和56年6月1日）

この変更は、昭和56年6月1日（行政庁の承認が昭和56年6月2日以後に行われたときは、その承認があった日）から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

- 1 この変更は、昭和57年4月1日（行政庁の承認が昭和57年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に発生した原因によって、被共済者（こども共済契約にあっては、共済契約者又は被共済者）が後遺障害の状態に該当するに至った場合における共済金（後遺障害給付金及び重度障害年金を含む。）の支払及び共済掛金の払込免除については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。

附 則（昭和58年 4 月 1 日）

- 1 この変更は、昭和58年 4 月 1 日（行政庁の承認が昭和58年 4 月 2 日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、こども共済契約又は長期定期生命共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款（返戻金の解約控除に係る部分並びに長期定期生命共済契約における死亡及び第 1 級後遺障害に係る無診査削減払に係る部分の規定を除く。）によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、施行日以後は変更後の共済規程及び共済約款によるものとする。
 - （ア） 災害及び特定疾病入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約（以下「災害・特定疾病入院特約」という。）又は入院費用保障特約が付されていないこれらの共済契約に付して入院費用保障特約を締結するとき。
 - （イ） 希望保障特約を付した養老生命共済契約の後期において災害給付特約、災害死亡割増特約又は入院費用保障特約を締結するとき。
 - （ウ） 災害・特定疾病入院特約又は入院費用保障特約が付されていない養老生命共済契約又は第 4 項の規定により変更後の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約に更改された入院費用保障特約が付されている養老生命共済契約に付して家族保障特約を締結するとき。
 - （エ） 所得保障特約又は満期共済金年金払特約が付されていない養老生命共済契約に付して共済金年金支払特約を締結するとき。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は長期定期生命共済契約の消滅に係る部分及びこども共済契約の故意免責による失効に係る部分の規定については、変更後の共済規程及び共済約款に準じて扱うものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、こども共済契約又は長期定期生命共済契約に付されている入院費用保障特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、その申出のあった日に変更後の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約に更改することができるものとする。
- 5 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている災害・特定疾病入院特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、その申出のあった日にこの変更により変更される部分に対応する部分については、変更後の共済規程及び共済約款の規定に準じて扱うことができるものとする。
- 6 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている災害・特定疾病入院特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申込みがあったときは、その申込みの日にその災害・特定疾病入院特約の共済金額に相当する額を共済金額とする変更後の共済規程及び共済約款による災害入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約及び特定疾病入院費用保障条項を付加した入院費用

保障特約に更改することができるものとする。この場合には、変更後の共済規程第2章第4節第2項から第4項まで及び第6項、第5節第1第9項、第9節第2、第20節第12第12項及び第13項並びに第25節第11項の規定を準用する。この場合において、変更後の共済規程第2章第20節第12第13項中「疾病」とあるのは「糖尿病、心疾患又は高血圧性疾患」と読み替えるものとする。

- 7 第4項若しくは第5項の申出の日又は前項の申込みの日前に発生した原因によって、被共済者が手術を受け、又は先天性異常により入院したときは、手術共済金又は入院共済金の支払については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。この場合には、変更後の共済規程第2章第20節第6第6項、第5章第15節第7第6項又は第8章第15節第6第6項の規定を準用する。
- 8 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、こども共済契約又は長期定期生命共済契約に付されている入院費用保障特約については、変更後の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約に更改されない限り、第2項の規定にかかわらず、共済金額の増額、その入院費用保障特約以外の入院費用保障特約の締結並びに災害入院費用保障条項又は特定疾病入院費用保障条項の付加及び解除はできないものとする。
- 9 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約に付されている配偶者年金特約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 10 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による配偶者年金特約に更改することができるものとする。

附 則（昭和59年4月1日）

- 1 この変更は、昭和59年4月1日（行政庁の承認が昭和59年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、車両共済金額及び車両共済金の額に係る部分を除き、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。この場合において、当該共済契約に搭乗者傷害危険担保特約が付されているときは、更改前の当該特約の共済金額、共済金額の1,000分の1をそれぞれ更改後の当該特約の死亡共済金額、治療共済金日額とする。

附 則（昭和60年1月1日）

- 1 この変更は、昭和60年1月1日（行政庁の承認が昭和60年1月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。

- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、その申出のあった日に変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。
- 4 前項の規定により変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改された年金共済契約（昭和59年12月31日以前に締結した共済契約に限る。）であって、昭和60年12月31日までの間に税制適格特約が付されたもの（次項において「更改後の年金共済契約」という。）については、変更後の共済規程第9章第20節第3項、第7項から第9項まで及び第13項から第23項までの規定は適用しないものとする。
- 5 更改後の年金共済契約について、当該共済契約の共済掛金の払込期間が短縮されたときは、変更後の共済規程第9章第20節第4項の規定にかかわらず、共済掛金の払込期間を10年未満とすることができるものとする。この場合には、当該特約は、消滅するものとする。

附 則（昭和60年4月1日）

- 1 この変更は、昭和60年4月1日（行政庁の承認が昭和60年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、傷害共済契約及び終身共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、施行日以後初めて到来する養老生命共済契約又は終身共済契約の成立の日の応当日以後にこれらの共済契約に付して締結する災害給付特約又は災害死亡割増特約については、変更後の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 傷害共済契約につき、変更後の共済規程第7章第2節第1第5項及び第19節第9第1項の規定を適用する場合において、この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約（以下この項において「既契約」という。）（陸上交通事故傷害危険担保特約、死亡危険及び後遺障害危険担保特約又は治療共済金半額支払特約が付されたものを除く。）については、共済金額を死亡共済金額と、共済金額の1,000分の1.5を入院共済金日額と、共済金額の1,000分の1を通院共済金日額とみなすものとし、陸上交通事故傷害危険担保特約が付された既契約については、共済金額を死亡共済金額と、共済金額の2,000分の1を入院共済金日額及び通院共済金日額とみなすものとし、死亡危険及び後遺障害危険担保特約が付された既契約については、共済金額を死亡共済金額とみなすものとし、治療共済金半額支払特約が付された既契約については、共済金額を死亡共済金額と、共済金額の1,000分の0.75を入院共済金日額と、共済金額の1,000分の0.5を通院共済金日額とみなすものとする。

附 則（昭和60年10月1日）

- 1 この変更は、昭和60年10月1日（行政庁の承認が昭和60年10月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車共済契約の共済契約者から施行日以後その旨の申

出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。

附 則（昭和61年 4 月 1 日）

- 1 この変更は、昭和61年 4 月 1 日（行政庁の承認が昭和61年 4 月 2 日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和62年 4 月 1 日）

- 1 この変更は、昭和62年 4 月 1 日（行政庁の承認が昭和62年 4 月 2 日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は終身共済契約については、その共済契約の共済契約者が別に定める者（変更後の共済規程第 2 章第 5 節第 2 第 4 項及び第10章第 5 節第 2 第 4 項に規定する者をいう。第12項及び第13項において同じ。）であって、かつ、変更後の共済規程第 2 章第 5 節第 2 第 1 項(ア)及び(ウ)又は第10章第 5 節第 2 第 1 項(ア)に掲げる共済事故に係る共済金の共済金受取人が共済契約者である共済契約（以下「別に定める契約」という。）に係る部分については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。ただし、この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は終身共済契約の共済契約者が別に定める者（別に定める者に共済契約の権利義務を承継しようとする場合においては、別に定める者以外の者を含む。）である場合であって、かつ、その者から施行日以後、被共済者（被共済者が未成年者である場合は、その者の法定代理人）の同意を得、別に定める契約に係る部分について変更後の共済規程及び共済約款の規定による旨の申出があるときは、この限りでない。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている入院費用保障特約、家族保障特約若しくは特別条件特約又はこども共済契約若しくは終身共済契約に付されている入院費用保障特約については、その付されている特約に係る部分については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。ただし、この組合は、その変更前の共済規程及び共済約款の規定中この変更により変更される部分に対応する部分（変更後の共済規程第 2 章第21節第 6 第 1 項(ウ)、第12項及び第13項並びに第 8 第 4 項（被共済者の年齢に係る部分に限る。）及び第 8 項（同項において準用する同節第 3 第 7 項及び第 8 項を含む。）並びに第24節第 7 第 1 項(カ）（被共済者の年齢に係る部分を除く。）並びに第 14において準用する第21節第 6 第12項及び第13項、第 5 章第15節第 7 第 1 項(ウ)、第12項及び第13項並びに第 9 第 4 項（被共済者の年齢に係る部分に限る。）及び第10項（同項において準用する同節第 3 第 4 項を含む。）、第10章第20節第 6 第 1 項(ウ)、第12項及び第13項並びに第 8 第 5 項（被共済者の年齢に係る部分に限る。）及び第 8 項（同項において準用する同節第 3 第 6 項及び第 7 項を含む。）並びに別表 2 適用上の注意事項第 4 項）については、その変更後の共済規程及び共済約款の規定に準じて扱うものとする。この場合において、養老生命共済契約、こども共済契約又は終身共済契約に付されている入院費用保障特約若しくは家族保障特約について、施行日前に発生した原因によって被共済者が手術を受け、

又は施行日前に発生した精神分裂病、そううつ病又はアルコール中毒による精神障害により入院したときは、手術共済金又は入院共済金の支払については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。この場合には、変更後の共済規程第2章第21節第6第6項（第24節第14において準用する場合を含む。）、第5章第15節第7第6項及び第10章第20節第6第6項の規定を準用する。

- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、こども共済契約又は終身共済契約に入院費用保障特約又は家族保障特約が付されている場合には、共済契約者から別に定める手続により次の各号に掲げる場合のすべてに該当する申込み又は(ア)及び(イ)に掲げる場合に該当する申込みがあったときに限り、これらの特約が付されている共済契約に変更後の共済規程及び共済約款による入院保障特約（重症入院割増保障特約及び入院治療費保障特約を含む。）又は家族保障特約（以下「変更後の特約」と総称する。）を付することができるものとする。この場合において、変更後の特約が成立したときは、その変更後の特約に係る共済契約に付されている入院費用保障特約及び家族保障特約は、その変更後の特約の成立の日の前日に変更前の共済規程及び共済約款により解除されたものとみなす。

(ア) 施行日以後に到来する入院費用保障特約又は家族保障特約が付されている共済契約の共済掛金の払込み（共済契約（共済契約が変更後の共済規程第2章第14節若しくは第10章第14節の規定による転換契約又は第2章第29節第2の規定による一部一時払特則契約であるときは払込部分又は分割払部分）の復活の場合を除き、共済契約が変更後の共済規程第2章第28節、第5章第18節又は第10章第25節の規定による共済掛金月払特約を付した共済契約（次項において「月払特約契約」という。）であるときは第1共済月度の共済掛金の払込みに限る。以下この号及び次項において同じ。）の際にその旨の申込み（入院費用保障特約（災害入院費用保障条項を付加した入院費用保障特約を除く。以下この号において同じ。）が変更前の共済規程第2章第21節第5第1項(ウ)の規定により付された場合（変更前の共済規程同章第21節第8第4項(イ)の規定により共済金額が増額された場合を含み、その特約の締結又は増額が医師の診査書の提出を必要としないでなされた場合に限る。）にあつては、その特約の成立の日（共済金額が増額された場合には、増額の日。次項において同じ。）から1年を経過することとなる日以後に到来するその特約に係る共済契約の共済掛金の払込みの際の申込みに限る。次項において「共済年度中途の特約」という。）があつたとき。

(イ) 共済契約に既に付されている入院費用保障特約に対応する入院保障特約（災害入院費用保障条項が付加された入院費用保障特約にあつては災害入院保障条項を付加した入院保障特約とし、特定疾病入院費用保障条項が付加された入院費用保障特約にあつては特定疾病入院保障条項を付加した入院保障特約とする。）を付す旨の申込みであつて、かつ、既に付されている入院費用保障特約の共済金額に相当する額をその入院保障特約の共済金額とする旨の申込みがあつたとき。

(ウ) 養老生命共済契約に既に付されている家族保障特約に対応する家族保障特約（妻型の家族保障特約にあつては妻型の家族保障特約とし、子型の家族保障特約にあつては子型の家族保障特約とする。）を付す旨の申込みがあつたとき。

- 5 前項の規定により入院保障特約（同項(イ)に掲げる特約に限る。次項、第7項及び第8項において同じ。）を締結する場合であって、施行日以後に初めて到来する共済契約の共済掛金（月払特約付契約にあつては、第1共済月度の共済掛金）の払込期日（共済年度中途の特約にあつては、その特約の成立の日から1年を経過することとなる日以後に初めて到来する払込期日）から起算して5年を経過することとなる日前に到来する共済契約の共済掛金の払込みの際に前項の規定による申込みがあつたときは、変更後の共済規程第2章第21節第5第1項(イ)、第5章第15節第6第1項(イ)及び第10章第20節第5第1項(イ)の規定にかかわらず、医師の診査書は必要としないものとする。
- 6 第4項の規定により入院保障特約又は家族保障特約（同項(ウ)に掲げる特約に限る。次項及び第8項において同じ。）を締結したときは、変更後の共済規程第2章第21節第6第7項（第24節第14において準用する場合を含む。）、第5章第15節第7第7項及び第10章第20節第6第7項の規定は適用しない。
- 7 第4項の規定により締結された入院保障特約又は家族保障特約が、変更後の共済規程第2章第21節第16において準用する第9節第2若しくは同章第24節第13において準用する第9節第2、第5章第15節第13において準用する第8節第2又は第10章第20節第15において準用する第9節第2の規定により解除されることとなったときは、その解除されることとなった特約に係る共済契約に付されていた変更後の特約は成立しなかったものとみなし、その共済契約に付されていた変更前の共済規程及び共済約款による入院費用保障特約及び家族保障特約は、第4項の規定にかかわらず、解除されなかったものとする。この場合には、変更後の共済規程第2章第14節第9第3項から第7項までの規定を準用する。
- 8 第4項の規定により入院保障特約又は家族保障特約を締結したときは、その変更後の特約について変更後の共済規程第2章第19節第6第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「転換後特約」とあるのは「変更後の特約」と読み替えるものとする。
- 9 第4項の規定により変更後の特約を締結した場合であって、その締結の際にがん入院倍額支払特則を締結したときは、がん入院倍額支払特則に係る部分については、変更後の共済規程第2章第21節第12第5項の規定を準用する。
- 10 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている災害及び特定疾病入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約（以下「災害・特定疾病入院特約」という。）については、第3項から前項までの規定を準用する。この場合において、第3項、第4項及び第7項中「入院費用保障特約」とあるのは「災害・特定疾病入院特約」と、第4項(イ)中「災害入院費用保障条項」とあるのは「災害及び特定疾病入院費用担保条項」と、「特定疾病入院費用保障条項」とあるのは「災害及び特定疾病入院費用担保条項」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 11 入院保障特約又は重症入院割増保障特約について変更後の共済規程第2章第21節第3第7項及び第8項、第5章第15節第3第4項及び第13において準用する第2節第1第2項、第8章第15節第3第5項及び第13において準用する第2節第1第2項並びに第10章第20節第3第6項及び第7項に係る部分の規定を適用する場合において、その入院保障特約又は重症入院割増保障特約の被共済者と同一の者を被共済

者とする入院費用保障特約又は災害・特定疾病入院特約が付された共済契約があるときはその入院費用保障特約は入院保障特約と、その災害・特定疾病入院特約は災害入院保障条項が付加された入院保障特約及び特定疾病入院保障条項が付加された入院保障特約とそれぞれみなして変更後の共済規程を適用する。

- 12 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は終身共済契約の共済契約者が別に定める者であるときは、第2項ただし書の規定による申出があった場合に限り、変更後の共済規程及び共済約款による定期特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、入院保障特約、重症入院割増保障特約、入院治療費保障特約又は家族保障特約を締結することができるものとする（第4項の規定によりこれらの特約を締結する場合を含む。）。
- 13 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約又は終身共済契約について、施行日以後に別に定める者に共済契約の権利義務を承継しようとするときは、第2項ただし書の申出と同時にする場合に限り共済契約の権利義務を承継することができるものとする。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 この変更は、昭和63年4月1日（行政庁の承認が昭和63年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している建物更生共済契約、自動車共済契約又は傷害共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している建物更生共済契約、自動車共済契約又は傷害共済契約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、変更後の共済規程及び共済約款による共済契約に更改することができるものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している終身共済契約の共済掛金払込終了年齢に係る部分については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 5 この変更の際、現にこの組合が締結している終身共済契約に付されている長寿祝金支払特約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この変更は、平成元年4月1日（行政庁の承認が平成元年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約に配偶者年金特約が付されている場合（配偶者年金特約が付されていた年金共済契約が共済掛金払済共済契約に変更されている場合を含む。）には、当該年金共済契約は、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。ただし、共済金等の支払請求書類に係る部分、告知義務違反等による解除に伴う組合からの書面による通知に係る部分、共済証書貸付けの資金の借入に係る部分及び据え置かれた割戻金の請求期限に係る部分の規定については、変更後の共済規程及び共済約款に準じて扱うものとする。

- 3 前項の場合において、共済契約者から別に定める手続により施行日以後に到来する配偶者年金特約が付されている年金共済契約の第3共済年度以後の共済掛金の払込み（当該年金共済契約の原共済契約への復旧及び復活の場合の払込み又は復活の日以後2年以内の払込みを除き、当該年金共済契約が共済掛金月払特約を付した年金共済契約であるときは第1共済月度の共済掛金の払込みに限る。）の際にその旨の申込みがあったとき（共済金額の増額、年金支払開始年齢の繰上げ又は共済掛金の払込期間の短縮の申込みがあった場合を除く。）に限り、配偶者年金特約が付されている年金共済契約に変更後の共済規程及び共済約款の規定による配偶者年金特約（以下「変更後の配偶者年金特約」という。）を付することができるものとする。この場合において、変更後の配偶者年金特約が成立したときは、その変更後の配偶者年金特約に係る年金共済契約に付されている配偶者年金特約は、その変更後の配偶者年金特約の成立の日の前日に変更前の共済規程及び共済約款により解除されたものとみなす。
- 4 前項の規定により締結された配偶者年金特約が、変更後の共済規程第13章第17節第15において準用する第9節第2の規定により解除されることとなったときは、その解除されることとなった配偶者年金特約に係る年金共済契約に付されていた変更後の配偶者年金特約は成立しなかったものとみなし、その年金共済契約に付されていた変更前の共済規程及び共済約款による配偶者年金特約（以下「変更前の配偶者年金特約」という。）は、前項の規定にかかわらず、解除されなかったものとする。ただし、変更後の配偶者年金特約に係る年金共済契約について、共済金額の増額、年金支払開始年齢の繰上げ又は共済掛金の払込期間の短縮が行われたときはこの限りでない。
- 5 前項の場合には、変更後の配偶者年金特約に基づき払い込まれた共済掛金と次の各号に掲げる金額の合計額との差額に相当する金額を共済契約者に払い戻し、又は共済契約者から追徴するものとする。この場合において、共済契約者から追徴すべき金額が払い込まれなかったときは、前項の規定は適用しない。
- （ア） 変更前の配偶者年金特約が、第3項の規定にかかわらず、解除されなかったとすれば払い込まれることとなる共済掛金
- （イ） 変更後の配偶者年金特約に係る年金共済契約について貸付金があるときは、その貸付金の元利金
- （ウ） 税制適格特約を付した年金共済契約以外の年金共済契約であるときは、変更前の配偶者年金特約が第3項の規定により解除されたことに伴って返戻された返戻金に相当する金額及び別に定めるところにより算出した延滞利息
- 6 第4項の場合において、変更前の配偶者年金特約の配偶者死亡給付金受取人と変更後の配偶者年金特約が変更後の共済規程第13章第17節第15において準用する第9節第2の規定により解除された時における変更後の配偶者年金特約の配偶者死亡給付金受取人とが異なるときは、変更前の配偶者年金特約の配偶者死亡給付金受取人は、変更前の配偶者年金特約が解除された日の翌日に変更後の配偶者年金特約の配偶者死亡給付金受取人とされた者に変更されたものとみなす。
- 7 第4項の場合において、変更後の配偶者年金特約に係る年金共済契約の権利義務が他人に承継されて

いたときは、変更前の配偶者年金特約の権利義務は、変更前の配偶者年金特約が解除された日の翌日にその者に承継されたものとみなす。

- 8 第3項の規定により締結された配偶者年金特約が、変更後の共済規程第13章第17節第13第6項(ウ)の規定により消滅したとき（被共済者の故意により変更後の配偶者年金特約の効力発生後1年以内に被共済者が死亡した場合に限る。）は、第4項及び第5項の規定（変更前の共済規程第9章第19節第2の規定を適用する場合に限る。）を準用する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この変更は、平成2年4月1日（行政庁の承認が平成2年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に係る復活の延滞利息の利率に係る部分については、変更前の共済規程及び共済約款の規程によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている入院保障特約、入院費用保障特約（災害及び特定疾病入院費用担保条項を付加した入院費用担保特約を含む。第5項において同じ。）若しくは家族保障特約、こども共済契約若しくは終身共済契約に付されている入院保障特約若しくは入院費用保障特約又は長期定期生命共済契約に付されている入院費用保障特約については、その付されている特約に係る部分（共済金額を増額する場合の事業種類間の共済金額の最高限度の適用に係る部分の規定を除く。）については、変更前の共済規程および共済約款の規定によるものとする。
- 4 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている入院保障特約若しくは家族保障特約（昭和62年4月1日以後に締結されたものに限る。）、こども共済契約若しくは終身共済契約に付されている入院保障特約又は長期定期生命共済契約に付されている入院費用保障特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、その申出のあった日に変更後の共済規程及び共済約款による入院保障特約、入院費用保障特約又は家族保障特約に更改することができるものとする。
- 5 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約に付されている入院費用保障特約若しくは家族保障特約（昭和62年3月31日以前に締結されたものに限る。）又はこども共済契約若しくは終身共済契約に付されている入院費用保障特約については、施行日以後、共済契約者からその旨の申出があったときは、第3項の規定にかかわらず、その申出のあった日にこの変更により変更される部分に対応する部分については、変更後の共済規程及び共済約款の規定に準じて扱うことができるものとする。
- 6 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、こども共済契約若しくは終身共済契約に付されている入院保障特約又は長期定期生命共済契約に付されている入院費用保障特約については、変更後の共済規程及び共済約款による入院保障特約又は入院費用保障特約に更改されない限り、第3項の規定にかかわらず、共済金額の増額、その入院保障特約（長期定期生命共済契約にあっては入院費用保障特約。以下この項において同じ。）以外の入院保障特約（重症入院割増保障特約、入院治療費保障特約

約及び家族保障特約を含む。)の締結並びに災害入院保障条項又は特定疾病入院保障条項(長期定期生命共済契約にあっては災害入院費用保障条項又は特定疾病入院費用保障条項)の付加及び解除はできないものとする。

- 7 この変更の際、現にこの組合が締結している終身共済契約に付されている重度障害年金特約及び共済掛金一部一時払特約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。

附 則 (平成2年8月1日)

この変更は、平成2年8月1日(行政庁の承認が平成2年8月2日以後に行われたときは、その承認があった日)から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

- 1 この変更は、平成3年4月1日(行政庁の承認が平成3年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、建物更生共済契約、こども共済契約又は終身共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款の規定によるものとする。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している養老生命共済契約、建物更生共済契約、こども共済契約又は終身共済契約については、施行日以後、共済契約者(共済掛金の振替貸付けを行っている共済契約の共済契約者又は共済証書貸付けを行っている場合でその返済の期限を過ぎても貸付金の元利金の全部の返済がない共済契約の共済契約者を除く。)からその旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、この変更により変更される部分に対応する部分については、変更後の共済規程及び共済約款の規定に準じて扱うことができるものとする。この場合において、変更後の共済規程第2章第12節第2第1項、第4章第12節第2第1項、第5章第11節第2第1項及び第14章第12節第2第1項中「第2回以後の共済掛金」とあるのは「第2回以後の共済掛金(施行日以後に到来する払込期日に係る共済掛金(変更の申出がその共済掛金に係る払込猶予期間の満了の日の翌日以後であるときは、次の払込期日に係る共済掛金))とし、」と読み替えるものとする。

附 則 (平成3年11月1日)

この変更は、平成3年11月1日(行政庁の承認が平成3年11月2日以後に行われたときは、その承認があった日)から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

- 1 この変更は、平成4年4月1日(行政庁の承認が平成4年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日)から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している年金共済契約については、変更前の共済規程及び共済約款によるものとする。

附 則 (平成5年4月1日)

- 1 この変更は、平成5年4月1日(行政庁の承認が平成5年4月2日以後に行われたときは、その承認

があった日) から施行する。

- 2 変更後の共済規程第4節第2項及び第6項の規定については、同節第2項の共済約款・共済掛金率審議委員会が設置されるまでの間は、変更前の共済規程第1章第4の共済掛金率算定委員会を共済約款・共済掛金率審議委員会とみなして適用するものとする。

3 (共済規程附属書 自動車損害賠償責任共済規程)

変更後の共済規程第5条の規定については、同条の共済約款・共済掛金率審議委員会が設置されるまでの間は、変更前の共済規程第5条の共済掛金率算定委員会を共済約款・共済掛金率審議委員会とみなして適用するものとする。

附 則 (平成6年4月1日)

- 1 この変更は、平成6年4月1日(行政庁の承認が平成6年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日) から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している長期定期生命共済契約、終身共済契約、養老生命共済契約、こども共済契約又は年金共済契約については、第3節の規定については、変更前の共済規程によるものとする。

附 則 (平成7年4月1日)

この変更は、平成7年4月1日(行政庁の承認が平成7年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日。以下「施行日」という。) から施行し、施行日以後開始する事業年度から適用する。

附 則 (平成9年4月1日)

この変更は、平成9年4月1日(行政庁の承認が平成9年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日) から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この変更は、平成12年4月1日(行政庁の承認が平成12年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日) から施行する。

附 則 (平成13年度)

この変更は、平成14年4月1日(行政庁の承認が平成14年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日) から施行する。

附 則 (共済規程附属書自動車損害賠償責任共済規程)

- 1 この変更は、平成14年4月1日(行政庁の承認が平成14年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日) から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約(附属書第1条第7号に規定する共済契約をいう。以下同じ。)については、変更後の附属書第16条の4の規定は適用しない。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約について、変更前に自動車の運行によって保有

者及び運転者以外の者の死亡があったときの追加共済掛金に係る部分については、変更前の附属書によるものとする。

4 平成14年4月1日以後平成20年3月31日以前に共済期間の始期を有する共済契約に係る共済掛金については、附属書第5条の共済掛金率により算定された共済掛金から保険料等充当交付金（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）附則第7項に規定する保険料等充当交付金をいう。次項において同じ。）の額を控除した金額とする。

5 保険料等充当交付金の取扱いについては、国土交通大臣が定める保険料等充当交付金交付要綱に定めるところによる。

附 則（平成15年度）

この変更は、平成15年10月1日（行政庁の承認が平成15年10月2日以後に行われたときは、その承認があった日）から施行する。

附 則（平成16年度）

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度）

1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。

2 この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約については、変更前の共済規程によるものとする。

3 2にかかわらず、この変更の際、現にこの組合が締結している自動車損害賠償責任共済契約について、この変更の施行の日以後に共済金の支払事由が生じた場合には、変更後の共済規程第4章第1節第16条第3項及び第6項の規定を適用する。

附 則（平成30年度）

1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。

2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車損害賠償責任共済契約については、変更前の共済規程によるものとする。

附 則（令和3年度）

1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。（上農務第575号 令和3年5月19日承認）

附 則（令和6年度）

1 この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和7年1月1日（行政庁の承認が令和7年1月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。